

令和7年10月7日

お知らせ

課名	経営支援課 金融支援班
担当	高橋・田口
内線	5217・5219
直通	086-226-7361

協調支援型特別資金（米国関税特別対応）を創設します。

物価高騰や人手不足等の影響を受ける中小企業者に対して、金融機関による伴走支援等により、多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的として、国の特別保証制度を活用した協調支援型特別資金を令和7年4月1日から運用しています。

このたび、米国の関税措置の影響を受ける中小企業者を支援するため、既存の協調支援型特別資金の中に「米国関税特別対応」を創設し、令和7年10月7日から取扱いを開始しますので、お知らせします。

資 金 名	協調支援型特別資金（米国関税特別対応）
融資の対象者	協調支援型特別保証を利用する1又は2の中小企業者であって、米国の関税措置の影響を受け、又は受けることが見込まれる者 1 保証付き融資の実行と同時に、保証付き融資額の1割以上の保証を付さない融資（プロパー融資）を受ける者 2 金融機関の支援を受けつつ、経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者
資金使途	販路開拓や事業構造改善等に必要な資金 ※借入済み融資の借換えは不可
融資限度額	8,000万円 ※既存の協調支援型特別資金との合計
融資期間	10年以内（うち据置期間 1年以内（運転資金）、3年以内（設備資金及び運転設備資金））
融資利率	年1.80%以内（保証付き融資部分に限る）
保証料率	融資対象者1：年0.23～0.95% 融資対象者2：年0.34～1.43%
担保及び保証人	取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる
申込手続き	取扱金融機関又は信用保証協会へ申し込む
取扱期間	令和7年10月7日から令和8年3月31日まで